

小田原市火災予防条例等の一部改正について

1 小田原市火災予防条例・小田原市火災予防条例施行規則及び消防法等施行細則について

火災予防条例は、火災の発生を防止し、人命及び財産を保護することを目的として、各自治体が定める条例です。消防法が国全体での基本的なルールを定めているのに対し、火災予防条例は地域の実情に応じて、より細かい基準や手続きを定めています。具体的な例として、住宅用火災警報器の設置基準や火を使用する設備等の基準などがあります。

火災予防条例を更に細かな技術基準、運用基準等を定めたものが火災予防条例施行規則となります。

また、消防法等施行細則につきましても、火災予防条例と同様に各自治体が定める細かな規定となります。



2 改正の経緯について

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受け、消防庁では「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、その報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例の一部を改正することとなりました。

また、小田原市では火災予防条例が改正されることに付随し、小田原市火災予防条例施行規則、消防法等施行細則についても改正を行います。

3 改正内容について

(1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の見直し

(小田原市火災予防条例第29条関係)

火災に関する警報発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所、住宅における火を使用する設備・器具の従前の変化等を踏まえ、規定の削除を行いました。

(2) 林野火災に関する注意報（新設 小田原市火災予防条例第29条の8関係）

- ① 市町村長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとします。

② 林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市町村の区域内にある者は、火災予防条例第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととします。

③ 市町村長は、林野火災の発生危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとします。

**(3) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限
(新設・小田原市火災予防条例29条の9 関係)**

市町村長は林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生危険性を勘案して、火災予防条例第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとします。

**(4) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する明確化
(小田原市火災予防条例第45条 関係)**

火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確にしました。また、消防長は火災予防条例第45条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとします。

(5) 火災予防条例施行規則の一部改正 (新設・林野火災注意報の発令及び解除)

火災予防条例第29条の8の規定による林野火災に関する注意報は、気象の状況が以下のいずれかに該当する場合に発令することができることとします。ただし、当日の降水が見込まれる場合、積雪がある場合には、発令しないこととします。

【林野火災注意報の発令指標】

① 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下

② 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表されている

※上記①、②の基準数値につきましては、前述の検討会の報告を踏まえ、消防庁より発令指標の設定例として挙げられたものであり、小田原市では設定例のとおりとする予定です。(神奈川県内の林野を保有する市町でも同様に設定例のとおりとする予定です。)

また、解除基準として上記の発令基準に該当しなくなった場合とします。

(6) 消防法等施行細則の一部改正 (新設・林野火災警報の発令及び解除)

【林野火災警報の発令基準】

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されている場合に適応となります。また、解除基準につきましても林野火災注意報と同様とします。

4 今後のスケジュールについて

広報紙12月号及び市ホームページなどを通じて市町民に周知するとともに、12月15日(月)から1月13日(火)の期間でパブリックコメント(市民意見)を募集します。

なお、本市消防本部は広域消防であるため構成市町(南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町)からも募集するものです。

これらを実施した上で寄せられた意見を反映し、令和8年4月1日施行を予定しています。